

# MITO SHINKIN BANK

もっと「みとしん」を知っていただくために



REPORT  
2022

資料編



このまちの夢がきこえる

水戸信用金庫

# CONTENTS

## 【財務データ】

### 財務諸表

(1) 貸借対照表	2
(2) 損益計算書	3
(3) 剰余金処分計算書	3

### 経営指標

(4) 主な経営指標の推移	6
(5) 業務粗利益及び業務粗利益率	6
(6) 業務純益及びコア業務純益	6
(7) 預貸率	7
(8) 預証率	7
(9) 総資産利益率	7
(10) 資金運用勘定・調達勘定の平均残高、利息、利回	7
(11) 総資金利鞘	7
(12) 職員1人あたりの預金積金・貸出金残高	7
(13) 1店舗あたりの預金積金・貸出金残高	7

### 損益

(14) 受取利息・支払利息の増減	8
(15) 経費の内訳	8
(16) 報酬体系	8

### 預金積金

(17) 預金積金科目別内訳	9
(18) 預金者別内訳	9
(19) 預金積金会員・会員外別内訳	9

### 貸出金

(20) 貸出金科目別内訳	10
(21) 貸出金固定金利・変動金利別内訳	10
(22) 貸出金業種別内訳	10
(23) 貸出金担保別内訳	11
(24) 貸出金使途別内訳	11
(25) 貸出金会員・会員外別内訳	11
(26) 消費者ローン・住宅ローン残高	11
(27) 貸倒引当金残高	11
(28) 貸出金償却額	11

### 不良債権

(29) 信用金庫法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権	12
------------------------------------	----

### 有価証券

(30) 有価証券科目別内訳	13
(31) 公共債引受額	13
(32) 公共債窓販実績	13
(33) 有価証券の残存期間別残高	13
(34) 商品有価証券の種類別内訳	13
(35) 有価証券の時価情報	14

### その他

(36) 金銭の信託の時価情報	15
(37) 規則第102条第1項第5号に掲げる取引	15
(38) 代理貸付残高の状況	15
(39) 債務保証見返額担保別内訳	15
(40) 退職給付会計	16

### 連結情報

(41) 子会社等の概況	17
--------------	----

### 自己資本の充実の状況

定性的な開示事項	18
定量的な開示事項（単体）	20
定量的な開示事項（連結）	26

### 信用金庫法に基づく記載事項一覧

単体ベースのディスクロージャー項目 （信用金庫法施行規則第132条等における規定）	32
金融機能の再生のための緊急措置に関する法律で定められた開示項目（金融再生法第7条）	32

## 主要な事業の内容

1. 預金業務	当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、譲渡性預金等		
2. 貸出業務	(1) 貸付	手形貸付、証書貸付、当座貸越	
	(2) 手形の割引	銀行引受手形、商業手形および荷付為替手形等の割引	
3. 有価証券投資業務	預金の支払準備および資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券への投資		
4. 内国為替業務	送金為替、当座振込、代金取立等		
5. 外国為替取次業務	輸出、輸入および外国送金その他外国為替に関する各種業務		
6. 附帯業務	(1) 代理業務	①日本銀行歳入代理店	
		②地方公共団体の公金取扱業務	
		③信金中央金庫・日本政策金融公庫等の代理貸付業務	
		④株式払込金の受入代理業務、株式配当金の支払代理業務	
		⑤信託代理店業務	
	(2) 保護預りおよび貸金庫業務	(3) 有価証券の貸付	(4) 債務の保証
	(5) 公共債の引受	(6) 国債等公共債および投資信託の窓口販売	(7) 振替業
	(8) 両替	(9) 金融等デリバティブ取引	
	(10) 保険商品等の窓口販売（保険業法275条第1項により行う保険募集）		
	(11) 地方債または社債その他の債券の募集または管理の受託業務		
(12) 当せん金付証券の販売事務業務	(13) スポーツ振興くじの払戻し業務		
(14) 企業等からの合併・買収および営業譲渡等に関する仲介並びに助言・指導			
(15) 企業等の経営に関する情報の提供・相談並びに助言・指導			
(16) 電子債権記録業に係る業務			
(17) 高齢者居住支援センターから委託を受けて行う債務保証の受付・事務			
(18) 確定拠出年金法により行う業務			

〔1〕貸借対照表

●資産の部

(単位:百万円)

科 目	令和2年度	令和3年度
現金	13,767	12,247
預け金	430,487	437,830
買入金銭債権	2,500	11,245
金銭の信託	1,265	1,252
有価証券	398,336	393,578
国債	20,439	15,084
地方債	177,439	155,615
社債	104,020	109,938
株式	488	465
その他の証券	95,947	112,475
貸出金	458,179	458,544
割引手形	322	308
手形貸付	27,154	33,308
証書貸付	413,559	404,451
当座貸越	17,143	20,475
その他資産	7,979	7,838
未決済為替貸	112	109
信金中金出資金	5,700	5,700
未収収益	1,000	948
その他の資産	1,166	1,080
有形固定資産	14,364	14,400
建物	5,518	5,388
土地	7,861	7,892
リース資産	89	74
建設仮勘定	—	118
その他の有形固定資産	894	926
無形固定資産	969	1,200
ソフトウェア	713	944
その他の無形固定資産	256	255
前払年金費用	—	112
繰延税金資産	—	454
債務保証見返	1,240	691
貸倒引当金 (うち個別貸倒引当金)	△ 14,966 △ 12,957	△ 14,464 △ 13,408
資産の部合計	1,314,123	1,324,931

●負債及び純資産の部

(単位:百万円)

科 目	令和2年度	令和3年度
預金積金	1,169,521	1,177,138
当座預金	8,425	8,489
普通預金	495,172	506,679
貯蓄預金	1,933	1,990
通知預金	2,503	3,112
定期預金	641,276	637,600
定期積金	14,478	13,659
その他の預金	5,731	5,606
借入金	89,905	98,775
借入金	89,905	98,775
債券貸借取引受入担保金	9,371	8,457
その他負債	1,778	1,612
未決済為替借	218	239
未払費用	882	757
給付補てん備金	5	4
前受収益	194	219
払戻未済持分	51	44
リース債務	97	80
資産除去債務	111	112
その他の負債	218	154
退職給付引当金	75	—
役員退職慰労引当金	21	21
睡眠預金払戻損失引当金	82	63
保証協会偶発損失引当金	144	148
子会社等支援損失引当金	304	230
繰延税金負債	1,075	—
債務保証	1,240	691
負債の部合計	1,273,522	1,287,140
出資金	11,454	11,558
普通出資金	6,704	6,808
優先出資金	4,750	4,750
資本剰余金	4,750	4,750
資本準備金	4,750	4,750
利益剰余金	19,450	20,387
利益準備金	5,167	5,277
その他利益剰余金	14,283	15,109
特別積立金	12,330	13,130
当期末処分剰余金	1,952	1,979
会員勘定合計	35,655	36,695
その他有価証券評価差額金	4,946	1,096
評価・換算差額等合計	4,946	1,096
純資産の部合計	40,601	37,791
負債及び純資産の部合計	1,314,123	1,324,931



## 〔2〕損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
経常収益	16,463,071	15,559,747
資金運用収益	14,332,528	13,236,431
貸出金利息	9,381,589	8,940,908
預け金利息	484,409	534,676
有価証券利息配当金	4,318,040	3,590,162
その他の受入利息	148,489	170,684
役務取引等収益	1,298,680	1,357,508
受入為替手数料	534,055	496,657
その他の役務収益	764,625	860,850
その他業務収益	102,196	92,923
国債等債券売却益	2,465	36,343
その他の業務収益	99,731	56,579
その他経常収益	729,666	872,883
償却債権取立益	530,611	717,525
株式等売却益	98,392	53,601
金銭の信託運用益	35,995	26,558
その他の経常収益	64,666	75,197
経常費用	15,156,625	14,445,730
資金調達費用	294,393	250,317
預金利息	127,735	98,147
給付補てん備金繰入額	3,633	3,595
借入金利息	162,670	148,074
債券貸借取引支払利息	354	498
役務取引等費用	1,513,171	1,392,428
支払為替手数料	97,887	70,466
その他の役務費用	1,415,283	1,321,961
その他業務費用	319,368	4,621
国債等債券売却損	317,450	2,391
その他の業務費用	1,917	2,230
経費	10,876,686	10,440,489
人件費	6,612,398	6,330,780
物件費	3,937,072	3,789,177
税金	327,215	320,530
その他経常費用	2,153,005	2,357,874
貸倒引当金繰入額	1,341,076	1,809,406
貸出金償却	463,995	253,604
株式等売却損	108,251	54,579
金銭の信託運用損	88,177	5,255
その他資産償却	51,050	43,067
その他の経常費用	100,454	191,959
経常利益	1,306,446	1,114,016

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
特別利益	7,221	952
固定資産処分益	6,217	—
その他の特別利益	1,004	952
特別損失	134,464	64,861
固定資産処分損	131,616	15,795
減損損失	2,848	49,065
税引前当期純利益	1,179,203	1,050,107
法人税、住民税及び事業税	26,070	23,575
法人税等調整額	67,870	△ 62,451
法人税等合計	93,941	△ 38,876
当期純利益	1,085,262	1,088,984
繰越金(当期首残高)	867,568	890,450
当期末処分剰余金	1,952,830	1,979,434

## 〔3〕剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
当期末処分剰余金	1,952,830	1,979,434
剰余金処分額	1,062,380	1,063,192
利益準備金	110,000	110,000
普通出資に対する配当金	66,880	67,692
(配当率)	(年 1.0%)	(年 1.0%)
優先出資に対する配当金	85,500	85,500
(配当率)	(年 0.9%)	(年 0.9%)
特別積立金	800,000	800,000
繰越金(当期末残高)	890,450	916,241

(注) 優先出資に対する配当率0.9%は発行価額(95億円)に対する割合です。  
貸借対照表上の優先出資金(47億5千万円)に対する割合としては1.8%となります。

令和2年度、令和3年度の貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

令和3年度における貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和4年6月21日

水戸信用金庫  
理事長

飯村 次男

注記事項

1. 貸借対照表 注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産入法により処理しております。
- 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産(リース資産を除く。)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。  

建物	3年～50年
その他	1年～47年
- 無形固定資産(リース資産を除く。)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(主として5年～10年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 貸倒引当金は、予め定められている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性がある債権(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。  
 貸出条件緩和債権を有する債務者等で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件変更前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。  
 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて算定しております。  
 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。  
 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は13,615百万円です。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法(又は損益処理方法)は次のとおりであります。  
 数理計算上の差異：各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定率法により、それぞれ発生の際事業年度から損益処理しております。  
 また、当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する各年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。  
 なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。  
 ①制度全体の積立状況に関する事項(令和3年3月31日現在)  

年金資産の額	1,732,930百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,817,887百万円
差引額	△84,957百万円

 ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和3年3月分)  
 0.9084%  
 ③補足説明  
 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高178,469百万円及び別途積立金93,511百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金171百万円を費用処理しております。  
 なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給付額に乘じて算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。なお、当金庫は、平成20年4月25日開催の理事会の決議、及び平成20年4月25日開催の監事会の決議に基づき、役員退職慰労金に関する内容を廃止しました。これに伴い、平成20年6月24日開催の定時総代会において、同総代会最終時に在任する理事、監事に対し、同総代会最終時までの在任期間に応じた退職慰労金を退任時に打ち切り支給すること、及び、その具体的金額方法等は、理事については理事会、監事については監事会の協議に一任することを決議しました。このため、当該支給見込額については、引き続き役員退職慰労引当金に含めて計上しております。
- 睡眠預金払戻引当金は、引当計上を中止した預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。
- 保証協会借戻引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 子会社等支援損失引当金は、子会社等の支援に係る損失に備えるため、子会社等の財政状態を勘案して損失負担見込額を計上しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によるおります。
- 役務取引等収益は、役務提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
- 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によるおります。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。  
 貸倒引当金 14,464百万円  
 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。  
 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の経営破綻に陥る可能性」であります。「債務者区分の判定における貸出先の経営破綻に陥る可能性」は、各債務者の将来キャッシュ・フローや財務状況、業績、収益能力等を基本とした再評価の見直しを個別に詳細に、設定しております。  
 なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度

- に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 16百万円
  - 子会社等の株式又は出資金の総額 50百万円
  - 子会社等に対する金銭債権総額 3,117百万円
  - 子会社等に対する金銭債権総額 1,135百万円
  - 有形固定資産の減価償却累計額 22,360百万円
  - 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
  - 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借付保契約によるものに限る。)であります。  

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	5,530百万円
危険債権額	18,667百万円
三月以上延滞債権額	19百万円
貸出条件緩和債権額	80百万円
合計額	24,298百万円

 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。  
 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。  
 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に対する有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。  
 なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。  
 (表示方法の変更)  
 信用金庫法施行規則の一部改正(令和2年1月24日内閣府令第3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、信用金庫法の「リスク管理債権」の区分を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせ表示しております。
  - 手形割引は、日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は308百万円です。
  - 担保に供している資産は次のとおりであります。  

担保に供している資産	有価証券 84,793百万円	預け金 35,000百万円
	借入金 98,775百万円	

 担保資産に対応する債務 借入金 98,775百万円  
 上記のほか、為替決済、その他収納事務等の取引の担保として、現金1百万円、預け金10,476百万円、有価証券999百万円を差し入れております。
  - 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は2,162百万円です。
  - 出資1口当たりの純資産額4,142円78銭
  - 金融商品の状況に関する事項  
 (1)金融商品に対する取組方針  
 当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。  
 (2)金融商品の内容及びそのリスク  
 当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。  
 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。  
 (3)金融商品に係るリスク管理体制  
 ①信用リスクの管理  
 当金庫は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査部、及び経営支援部により行われ、また、定期的に経営陣による統合リスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、リスク統括部がチェックしております。  
 有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金証券部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことと管理しております。  
 ②市場リスクの管理  
 (i)金利リスクの管理  
 当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。統合リスク管理委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的にはリスク統括部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しております。  
 (ii)為替リスクの管理  
 当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。  
 (iii)価格変動リスクの管理  
 有価証券を含む市場運用商品の保有については、統合リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、行われております。このうち、資金証券部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通して、価格変動リスクの軽減を図っております。資金証券部で保有している株式の多くは、投資目的で保有しているものであり、市場環境や財務状況などをモニタリングしています。これらの情報は、資金証券部を通じ、理事会及び統合リスク管理委員会において定期的に報告されております。  
 (iv)市場リスクに係る定量的情報  
 当金庫では、「預け金」のうち市場性預金、「買入金債権」、「有価証券」、「貸出金」のうち市場性貸出金の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。  
 当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間3ヵ月(約60営業日)、信頼区間99.0%、観測期間5年(約1,200営業日))により算出しており、令和4年3月31日(当事業年度の決算日)現在当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で7,341百万円です。  
 ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。  
 ③資金調達に係る流動性リスクの管理  
 当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達/償還の調整などによって、流動性リスクを管理しております。  
 (4)金融商品の時価に関する事項についての補足説明  
 金融商品の時価の算出においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。



なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

29. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません(注2)参照)。また、債券貸借取引受入担保金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金	437,830	437,455	△375
(2)有価証券(*1)	404,454	405,904	1,449
満期保有目的の債券	53,836	55,285	1,449
その他の有価証券	350,618	350,618	-
(3)貸出金(*2)	458,544		
貸倒引当金(*3)	△14,364		
	444,179	457,783	13,603
金融資産計	1,286,465	1,301,142	14,677
(1)預金積金	1,177,138	1,177,192	53
(2)借入金	98,775	101,876	3,100
金融負債計	1,275,914	1,279,068	3,154

(\*1) 有価証券には、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」が含まれております。

(\*2) 貸出金の時価は、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(\*3) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

【金融資産】

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。自庫保証付私簿債は、当該債券から生じるキャッシュ・フローをリスクフリーレートで割り引いた金額から貸倒引当金を控除した額を時価とみなしております。なお、保有目的のその他の有価証券に関する注記事項については、30. から 31. に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額、以下「貸出金計上額」という。)

②①以外の債権については、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元金金の合計額を市場金利(TIBOR+SWAP金利)で割り引いた価額

【金融負債】

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元金金の合計額を同様の借入を行った場合に想定される適用金利で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式(*1)	50
非上場株式(*1)(*2)	207
組合出資金(*2)	63
合計	321

(\*1) 子会社・子法人等株式及び非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(\*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和元年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

30. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりであります。これらは、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」が含まれております。以下31. まで同様であります。

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	999	1,006	7
	地方債	48,469	49,854	1,385
	社債	4,367	4,424	56
	小計	53,836	55,285	1,449
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	小計	-	-	-
	合計	53,836	55,285	1,449

その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	207	87	119
	債券	95,018	92,612	2,405
	国債	5,481	4,988	492
	地方債	77,396	75,595	1,800
	社債	12,141	12,028	112
	その他	63,715	57,207	6,507
	外国証券	22,177	21,560	617
その他	41,537	35,647	5,890	
小計	158,941	149,907	9,033	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券	131,783	133,499	△1,715
	国債	8,603	8,884	△280
	地方債	29,749	30,527	△777
	社債	93,429	94,086	△657
	その他	59,893	65,543	△5,650
	外国証券	33,439	35,299	△1,859
	その他	26,453	30,244	△3,790
小計	191,677	199,043	△7,365	
合計	350,618	348,950	1,667	

31. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	-	-	-
債券	3,820	14	2
国債	202	0	-
社債	3,618	13	2
その他	3,601	73	54
その他	3,601	73	54
合計	7,422	87	56

32. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	1,252	1,406	△153	0	△153

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

33. 有担保の消費貸借契約により貸付している有価証券が「国債」に合計14,692百万円含まれております。

34. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付することを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、123,718百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが41,834百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約程度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時に必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

35. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生した主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	7,332百万円
有価証券償却損金不算入額	47百万円
減価償却損金算入限度額超過額	132百万円
未実行損金不算入額	158百万円
繰越欠損金	8,599百万円
その他	480百万円
繰延税金資産小計	16,750百万円
評価性引当額	△15,793百万円
繰延税金資産合計	956百万円
繰延税金負債	
貸倒引当金戻入益金不算入額	40百万円
資産除去費用	12百万円
前払年金費用	30百万円
その他の有価証券評価差額金	417百万円
繰延税金負債合計	501百万円
繰延税金資産の純額	454百万円

36. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しております。なお、当該会計基準等の適用が財務諸表に与える影響はありません。(時価の算定に関する会計基準等の適用)

企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」(令和元年7月4日)(以下、「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。なお、当該会計基準等の適用が財務諸表に与える影響はありません。

2. 損益計算書 注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による収益総額 51,334千円  
子会社との取引による費用総額 107,514千円
- 出資1口当たり当期純利益金額 148円12銭
- 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。
- 「その他の経常収益」は、子会社等支店損失引当金戻入74,410千円、及び睡眠預金雑益繰入787千円であります。
- 「その他の経常費用」には、保証協会偶発損失引当金繰入48,273千円、及び睡眠預金戻戻損失引当金繰入22,007千円、所有不動産減価償却4,802千円、債権売却損116,877千円が含まれております。
- 「その他の特別利益」は、保証協会損失補償金回収額952千円であります。

〔４〕主な経営指標の推移

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	(百万円)	18,737	17,587	16,644	16,463	15,559
経常利益	(百万円)	2,259	1,572	936	1,306	1,114
当期純利益	(百万円)	702	1,033	683	1,085	1,088
預金積金残高	(百万円)	1,121,504	1,117,578	1,112,358	1,169,521	1,177,138
貸出金残高	(百万円)	454,713	451,594	444,083	458,179	458,544
有価証券残高	(百万円)	397,757	396,178	402,975	398,336	393,578
純資産額	(百万円)	37,588	40,587	37,128	40,601	37,791
総資産額	(百万円)	1,202,393	1,201,042	1,213,657	1,314,123	1,324,931
単体自己資本比率	(%)	7.77	7.86	8.22	8.74	8.58
出資総額	(百万円)	11,093	11,263	11,365	11,454	11,558
普通出資	(百万円)	6,343	6,513	6,615	6,704	6,808
優先出資	(百万円)	4,750	4,750	4,750	4,750	4,750
出資総口数						
普通出資	(千口)	6,343	6,513	6,615	6,704	6,808
優先出資	(千口)	950	950	950	950	950
出資1口あたり配当金						
普通出資	(円)	10	10	10	10	10
優先出資	(円)	120	120	90	90	90
会員数	(人)	100,486	103,382	105,634	108,177	110,589
役員数	(人)	15	15	15	13	14
うち常勤役員数	(人)	11	11	11	9	10
職員数	(人)	1,080	1,029	976	942	898

〔５〕業務粗利益及び業務粗利益率

(単位:百万円、%)

	令和2年度	令和3年度
資金運用収支	14,038	12,986
資金運用収益	14,332	13,236
資金調達費用	294	250
役務取引等収支	△ 214	△ 34
役務取引等収益	1,298	1,357
役務取引等費用	1,513	1,392
その他業務収支	△ 217	88
その他業務収益	102	92
その他業務費用	319	4
業務粗利益	13,606	13,039
業務粗利益率	1.08	1.00

- 解説
- 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用(令和2年度0百万円、令和3年度0百万円)を控除して表示しております。
  - 業務粗利益率=業務粗利益÷資金運用勘定平均残高×100
  - 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

〔６〕業務純益及びコア業務純益

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
業務純益	3,420	3,551
実質業務純益	2,730	2,599
コア業務純益	3,045	2,565
コア業務純益(除く投資信託解約損益)	2,617	2,600

- 解説
- 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)  
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
  - 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額  
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
  - コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益  
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。



## 〔 7 〕 預貸率

(単位: %)

	令和2年度	令和3年度
預貸率 (期中平残)	39.22	38.77
預貸率 (末残)	39.17	38.95

解説 1. 預貸率 = 貸出金残高 ÷ (預金積金残高 + 譲渡性預金残高) × 100 ※譲渡性預金はございません。  
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

## 〔 8 〕 預証率

(単位: %)

	令和2年度	令和3年度
預証率 (期中平残)	35.08	33.90
預証率 (末残)	34.05	33.43

解説 1. 預証率 = 有価証券残高 ÷ (預金積金残高 + 譲渡性預金残高) × 100 ※譲渡性預金はございません。  
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

## 〔 9 〕 総資産利益率

(単位: %)

	令和2年度	令和3年度
総資産経常利益率	0.10	0.08
総資産当期純利益率	0.08	0.08

解説 総資産経常(当期純)利益率 = 経常(当期純)利益 ÷ 総資産(債務保証見返を除く)平均残高 × 100

## 〔 10 〕 資金運用勘定・調達勘定の平均残高、利息、利回

(単位: 百万円, %)

	平均残高		利息		利回	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
資金運用勘定	1,249,494	1,301,784	14,332	13,236	1.14	1.01
うち貸出金	455,687	458,500	9,381	8,940	2.05	1.95
うち預け金	379,663	431,085	484	534	0.12	0.12
うち有価証券	407,587	400,883	4,318	3,590	1.05	0.89
資金調達勘定	1,232,895	1,292,528	294	250	0.02	0.01
うち預金積金	1,161,592	1,182,444	131	101	0.01	0.00
うち借入金	57,806	100,793	162	148	0.28	0.14

解説 1. 資金運用勘定は無利息預け金(令和2年度4,811百万円、令和3年度14,977百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和2年度1,468百万円、令和3年度1,399百万円)および利息(令和2年度0百万円、令和3年度0百万円)をそれぞれ控除しております。  
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

## 〔 11 〕 総資金利鞘

(単位: %)

	令和2年度	令和3年度
資金運用利回	1.14	1.01
資金調達原価率	0.90	0.82
総資金利鞘	0.24	0.18

解説 総資金利鞘 = 資金運用利回 - 資金調達原価率

## 〔 12 〕 職員1人あたりの預金積金・貸出金残高

(単位: 百万円)

	令和2年度	令和3年度
預金積金	1,241	1,310
貸出金	486	510

## 〔 13 〕 1店舗あたりの預金積金・貸出金残高

(単位: 百万円)

	令和2年度	令和3年度
預金積金	17,720	17,835
貸出金	6,942	6,947



## 〔14〕受取利息・支払利息の増減

(単位：千円)

	令和2年度			令和3年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	1,361,184	△1,656,481	△295,297	639,543	△1,735,639	△1,096,096
うち貸出金	349,674	△592,109	△242,435	58,304	△498,985	△440,681
うち預け金	51,843	△31,000	20,843	63,304	△13,037	50,267
うち有価証券	218,593	△292,354	△73,761	△69,969	△657,908	△727,877
支払利息	26,036	△56,419	△30,383	15,147	△59,143	△43,996
うち預金積金	5,477	△23,062	△17,585	2,404	△32,029	△29,625
うち借入金	△25,700	12,271	△13,429	△40,849	26,253	△14,596

解説 1. 残高および利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。  
2. 国内業務部門と国際業務部門の区分はしていません。

## 〔15〕経費の内訳

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
人件費	6,612	6,330
報酬給料手当	5,130	4,969
退職給付費用	724	623
その他	757	737
物件費	3,937	3,789
事務費	1,633	1,648
固定資産費	702	699
事業費	127	127
人事厚生費	77	51
減価償却費	1,017	917
その他	379	345
税金	327	320
合計	10,876	10,440

### 【退職慰労金】

役員退職慰労金制度が平成20年6月24日付で廃止となり、制度廃止日までの退職慰労金を打ち切り支給することにしております。支給時期は各役員の退任時とし、総代会で承認を得た後、支払っております。

### (2) 令和3年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	166

(注) 1. 対象役員に該当する理事は9名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。  
2. 上記の内訳は、「基本報酬」153百万円、「賞与」13百万円となっております。なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。  
3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

### (3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号および第6号ならびに第3条第1項第3号および第6号に該当する事項はありませんでした。

### 2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和3年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。  
2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、令和3年度においては、該当する会社はありませんでした。  
3. 「同等額」は、令和3年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。  
4. 令和3年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

## 〔16〕報酬体系

### 1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」で構成されております。なお、役員退職慰労金制度は廃止となり打ち切り支給となっております。

#### (1) 報酬体系の概要

##### 【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与につきましては、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額につきましては前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては、監事会の協議により決定しております。



〔17〕預金積金科目別内訳

(単位:百万円、%)

期末残高	令和2年度		令和3年度	
	残高	構成比	残高	構成比
流動性預金	508,034	43.4	520,271	44.1
定期性預金	655,755	56.0	651,260	55.3
定期預金	641,276	54.8	637,600	54.1
うち固定金利定期預金	641,167	54.8	637,510	54.1
うち変動金利定期預金	104	0.0	86	0.0
うちその他	4	0.0	3	0.0
定期積金	14,478	1.2	13,659	1.1
その他	5,731	0.4	5,606	0.4
小計	1,169,521	100.0	1,177,138	100.0
譲渡性預金	—	—	—	—
合計	1,169,521	100.0	1,177,138	100.0

平均残高	令和2年度		令和3年度	
	残高	構成比	残高	構成比
流動性預金	496,028	42.7	528,039	44.6
定期性預金	662,387	57.0	651,066	55.0
定期預金	647,570	55.7	636,880	53.8
うち固定金利定期預金	647,457	55.7	636,779	53.8
うち変動金利定期預金	108	0.0	96	0.0
うちその他	4	0.0	4	0.0
定期積金	14,817	1.2	14,185	1.1
その他	3,177	0.2	3,338	0.2
小計	1,161,592	100.0	1,182,444	100.0
譲渡性預金	—	—	—	—
合計	1,161,592	100.0	1,182,444	100.0

- 解説
1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
  2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金  
 固定金利定期預金: 預入時に満期日までの利率が確定する定期預金  
 変動金利定期預金: 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
  3. 国内業務部門と国際業務部門の区分はしていません。

〔18〕預金者別内訳

(単位:百万円、%)

	令和2年度		令和3年度	
	残高	構成比	残高	構成比
個人	932,844	79.7	948,734	80.5
一般法人	188,018	16.0	183,387	15.5
金融機関	3,040	0.2	3,122	0.2
公金	45,617	3.9	41,894	3.5
合計	1,169,521	100.0	1,177,138	100.0

〔19〕預金積金会員・会員外別内訳

(単位:百万円、%)

	令和2年度		令和3年度	
	残高	構成比	残高	構成比
会員	431,220	36.8	443,237	37.6
会員外	738,300	63.1	733,901	62.3
合計	1,169,521	100.0	1,177,138	100.0

〔20〕貸出金科目別内訳

(単位:百万円、%)

期末残高	令和2年度		令和3年度	
	残高	構成比	残高	構成比
割引手形	322	0.0	308	0.0
手形貸付	27,154	5.9	33,308	7.2
証書貸付	413,559	90.2	404,451	88.2
当座貸越	17,143	3.7	20,475	4.4
合計	458,179	100.0	458,544	100.0

平均残高	令和2年度		令和3年度	
	残高	構成比	残高	構成比
割引手形	336	0.0	310	0.0
手形貸付	28,438	6.2	29,334	6.3
証書貸付	410,353	90.0	410,896	89.6
当座貸越	16,559	3.6	17,958	3.9
合計	455,687	100.0	458,500	100.0

解説 国内業務部門と国際業務部門の区分はしていません。

〔21〕貸出金固定金利・変動金利別内訳

(単位:百万円、%)

	令和2年度		令和3年度	
	残高	構成比	残高	構成比
固定金利	228,459	49.8	228,934	49.9
変動金利	229,720	50.1	229,610	50.0
合計	458,179	100.0	458,544	100.0

〔22〕貸出金業種別内訳

(単位:百万円、%)

	令和2年度		令和3年度	
	残高	構成比	残高	構成比
製造業	18,534	4.0	18,547	4.0
農業、林業	2,890	0.6	3,622	0.7
漁業	24	0.0	23	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	385	0.0	326	0.0
建設業	47,881	10.4	48,565	10.5
電気・ガス・熱供給・水道業	4,825	1.0	4,793	1.0
情報通信業	1,020	0.2	913	0.1
運輸業、郵便業	12,780	2.7	13,388	2.9
卸売業、小売業	34,334	7.4	35,099	7.6
金融業、保険業	12,622	2.7	12,505	2.7
不動産業	52,547	11.4	51,846	11.3
物品賃貸業	7,011	1.5	6,877	1.4
学術研究、専門・技術サービス業	3,699	0.8	4,253	0.9
宿泊業	18,958	4.1	17,334	3.7
飲食業	7,970	1.7	8,988	1.9
生活関連サービス業、娯楽業	11,860	2.5	10,359	2.2
教育、学習支援業	3,574	0.7	3,480	0.7
医療、福祉	29,321	6.3	29,465	6.4
その他のサービス	14,503	3.1	14,165	3.0
小計	284,745	62.1	284,555	62.0
地方公共団体	49,500	10.8	49,763	10.8
個人	123,934	27.0	124,225	27.0
合計	458,179	100.0	458,544	100.0

解説 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。



### 〔23〕貸出金担保別内訳

(単位:百万円、%)

	令和2年度		令和3年度	
	残高	構成比	残高	構成比
当金庫預金積金	2,451	0.5	2,346	0.5
有価証券	—	—	—	—
動産	—	—	—	—
不動産	107,221	23.4	99,581	21.7
その他	2,492	0.5	1,514	0.3
小計	112,164	24.4	103,442	22.5
信用保証協会・信用保険	121,360	26.4	122,974	26.8
保証	118,610	25.8	125,814	27.4
信用	106,043	23.1	106,312	23.1
合計	458,179	100.0	458,544	100.0

### 〔24〕貸出金使途別内訳

(単位:百万円、%)

	令和2年度		令和3年度	
	残高	構成比	残高	構成比
設備資金	200,258	43.7	199,405	43.4
運転資金	257,921	56.2	259,139	56.5
合計	458,179	100.0	458,544	100.0

### 〔25〕貸出金会員・会員外別内訳

(単位:百万円、%)

	令和2年度		令和3年度	
	残高	構成比	残高	構成比
会員	382,788	83.5	385,443	84.0
会員外	75,391	16.4	73,100	15.9
合計	458,179	100.0	458,544	100.0

### 〔26〕消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
消費者ローン	32,824	31,654
住宅ローン	80,388	83,273

### 〔27〕貸倒引当金残高

(単位:百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	残高	期中増減額	残高	期中増減額
一般貸倒引当金	2,008	△690	1,055	△952
個別貸倒引当金	12,957	1,672	13,408	450
合計	14,966	982	14,464	△501

### 〔28〕貸出金償却額

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
貸出金償却額	463	253



〔29〕信用金庫法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権

（単位：百万円、％）

	令和2年度						令和3年度					
	開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等 による回収 見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a-c)	開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等 による回収 見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a-c)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4,540	4,540	2,772	1,767	100.0	100.0	5,530	5,530	3,328	2,202	100.0	100.0
危険債権	22,236	16,505	9,017	7,488	74.2	56.6	18,667	14,532	7,955	6,576	77.8	61.3
要管理債権	3,644	869	63	806	23.8	22.5	99	35	24	10	35.2	13.6
三月以上延滞債権	288	60	39	20	20.9	8.2	19	19	17	2	100.0	100.0
貸出条件緩和債権	3,356	809	23	785	24.1	23.5	80	15	7	8	19.1	11.2
小計 (A)	30,421	21,916	11,853	10,062	72.0	54.1	24,298	20,098	11,309	8,789	82.7	67.6
正常債権 (B)	430,933						437,442					
総与信残高(A)+(B)	461,355						461,740					

- 解説**
- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
  - 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
  - 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
  - 「三月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
  - 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
  - 「正常債権 (B)」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
  - 「担保・保証等による回収見込額 (c)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
  - 「貸倒引当金 (d)」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
  - 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部または一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券（使用貸借または賃貸借契約によるものに限る。）です。



〔 30 〕有価証券科目別内訳

(単位：百万円、%)

期末残高	令和2年度		令和3年度	
	残高	構成比	残高	構成比
国債	20,439	5.1	15,084	3.8
地方債	177,439	44.5	155,615	39.5
短期社債	—	—	—	—
社債	104,020	26.1	109,938	27.9
株式	488	0.1	465	0.1
外国証券	48,241	12.1	55,617	14.1
その他の証券	47,706	11.9	56,858	14.4
合計	398,336	100.0	393,578	100.0

平均残高	令和2年度		令和3年度	
	残高	構成比	残高	構成比
国債	21,347	5.2	17,253	4.3
地方債	187,351	45.9	167,262	41.7
短期社債	7,560	1.8	3,851	0.9
社債	103,139	25.3	109,337	27.2
株式	353	0.0	347	0.0
外国証券	43,607	10.6	53,207	13.2
その他の証券	44,227	10.8	49,624	12.3
合計	407,587	100.0	400,883	100.0

〔 31 〕公共債引受額

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
国債	—	—
地方債	160	100
政府保証債	—	—
合計	160	100

〔 32 〕公共債窓販実績

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
国債	646	643
地方債	60	—

〔 33 〕有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

令和2年度	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	11,370	998	2,176	—	3,423	2,469	—	20,439
地方債	31,481	33,918	35,201	14,951	20,381	41,504	—	177,439
社債	15,526	20,687	17,735	12,103	15,171	22,795	—	104,020
株式	—	—	—	—	—	—	488	488
外国証券	199	4,575	5,249	1,620	1,038	16,566	18,992	48,241
その他の証券	5	1,438	4,595	2,364	12,346	—	26,954	47,706

令和3年度	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	999	2,126	—	—	5,038	6,920	—	15,084
地方債	25,381	23,164	29,246	15,264	19,801	42,756	—	155,615
社債	16,641	19,355	17,453	13,208	19,633	23,646	—	109,938
株式	—	—	—	—	—	—	465	465
外国証券	1,101	7,406	4,415	—	1,473	18,361	22,859	55,617
その他の証券	66	4,128	3,736	8,557	8,688	977	30,703	56,858

〔 34 〕商品有価証券の種類別内訳

該当ありません



〔35〕有価証券の時価情報

●売買目的有価証券 該当ありません

●満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	令和2年度			令和3年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が 貸借対照表計上額を 超えるもの	国債	998	1,014	15	999	1,006	7
	地方債	54,643	56,601	1,957	48,469	49,854	1,385
	社債	4,470	4,569	99	4,367	4,424	56
	小計	60,113	62,185	2,072	53,836	55,285	1,449
時価が 貸借対照表計上額を 超えないもの	小計	—	—	—	—	—	—
合計		60,113	62,185	2,072	53,836	55,285	1,449

解説 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。  
2. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

●その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和2年度			令和3年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	株式	226	87	138	207	87	119
	債券	200,318	196,215	4,103	95,018	92,612	2,405
	国債	16,971	16,297	673	5,481	4,988	492
	地方債	104,660	101,714	2,946	77,396	75,595	1,800
	社債	78,686	78,203	483	12,141	12,028	112
	その他	60,069	53,741	6,327	63,715	57,207	6,507
	小計	260,614	250,045	10,569	158,941	149,907	9,033
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	41,468	41,765	△296	131,783	133,499	△1,715
	国債	2,469	2,494	△24	8,603	8,884	△280
	地方債	18,134	18,341	△206	29,749	30,527	△777
	社債	20,863	20,930	△66	93,429	94,086	△657
	その他	38,245	41,560	△3,315	59,893	65,543	△5,650
小計	79,713	83,325	△3,612	191,677	199,043	△7,365	
合計		340,328	333,371	6,957	350,618	348,950	1,667

解説 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。  
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。  
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

●市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	50	50
関連法人等株式	—	—
非上場株式	211	207
組合出資金	66	63
合計	328	321



### 〔36〕金銭の信託の時価情報

- 運用目的の金銭の信託 該当ありません
- 満期保有目的の金銭の信託 該当ありません

#### ●その他の金銭の信託

(単位:百万円)

	令和2年度			令和3年度		
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	0	0	0	0	0	0
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	1,265	1,390	△125	1,252	1,406	△153
合計	1,265	1,390	△125	1,252	1,406	△153

解説 「貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

### 〔37〕規則第102条第1項第5号に掲げる取引

- 金利関連取引、通貨関連取引、株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引、クレジット・デリバティブ取引 該当ありません

### 〔38〕代理貸付残高の状況

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
信金中央金庫	874	338
日本政策金融公庫	62	56
住宅金融支援機構	5,809	4,945
福祉医療機構	65	50
中小企業基盤整備機構	47	48
合計	6,860	5,440

### 〔39〕債務保証見返額担保別内訳

(単位:百万円、%)

	令和2年度		令和3年度	
	残高	構成比	残高	構成比
当金庫預金積金	290	10.3	287	10.0
有価証券	—	—	—	—
動産	—	—	—	—
不動産	892	31.8	367	12.8
その他	9	0.3	8	0.3
小計	1,192	42.6	663	23.2
信用保証協会・信用保険	—	—	—	—
保証	—	—	—	—
信用	1,606	57.3	2,189	76.7
合計	2,799	100.0	2,853	100.0



## 〔40〕退職給付会計

### ●採用している退職給付制度の概要

当金庫は、確定給付型の制度として、適格退職年金制度及び厚生年金基金制度を設けております。また、職員の退職に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

なお、厚生年金基金は総合設立型の厚生年金基金制度です。

### ●退職給付債務に関する事項

(単位：百万円)

		令和2年度	令和3年度
退職給付債務	A	2,852	2,826
年金資産	B	2,785	2,966
前払年金費用	C	—	△112
未認識過去勤務費用	D	—	—
未認識数理計算上の差異	E	△8	△27
その他（会計基準変更時差異の未処理額）	F	—	—
退職給付引当金（A-B-C-D-E-F）		75	—

**解説** 1. 厚生年金の代行部分は含めておりません。  
2. 数理計算上の差異については翌期から10年の定率法により損益処理しております。

### ●退職給付費用に関する事項

(単位：百万円)

		令和2年度	令和3年度
勤務費用	A	705	674
利息費用	B	4	6
期待運用収益	C	△48	△55
過去勤務費用の費用処理額	D	—	—
数理計算上の差異の費用処理額	E	62	△1
会計基準変更時差異の費用処理額	F	—	—
その他（臨時に支払った割増退職金等）	G	—	—
退職給付費用（A+B+C+D+E+F+G）		724	623

### ●退職給付債務の計算の基礎に関する事項

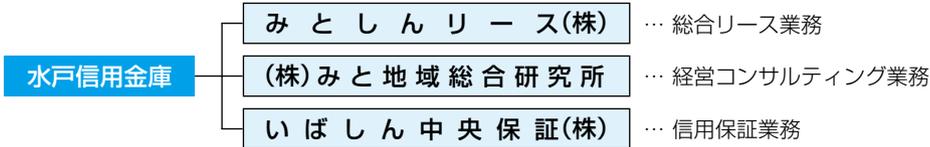
	令和2年度	令和3年度
割引率	0.216%	0.347%
長期期待運用収益率	2.000%	2.000%
退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準	給付算定式基準
過去勤務費用の額の処理年数	5年	5年
数理計算上の差異の処理年数	10年	10年
会計基準変更時差異の処理年数	—	—



## 〔41〕子会社等の概況

水戸信用金庫グループは、当金庫、子会社1社、子法人等2社で構成され、信用金庫業務を中心に、リース業務などの金融サービスを提供しております。

### ●水戸信用金庫グループ系統図



### ●子会社等の概要

(令和4年3月31日現在)

名称	所在地	資本金	主な業務内容	設立年月日	当金庫の議決権比率	子会社等の議決権比率
みとしんリース(株)	水戸市大工町 1-2-3	50百万円	総合リース業務	平成2年 5月30日	98%	0%
(株)みと地域総合研究所	水戸市大工町 1-2-3	10百万円	経営コンサルティング業務	平成16年 12月1日	10%	0%
いばしん中央保証(株)	水戸市大工町 1-2-3	10百万円	信用保証業務	平成10年 10月8日	10%	5%

当金庫では、子会社は水戸信用金庫グループの財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいと認められるため、連結財務諸表は作成しておりません。なお、定性的な開示事項については18ページに、定量的な開示事項については、26ページに開示しております。

## 定性的な開示事項

1. 自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（連結グループ）に属する会社と、連結財務諸表規則第5条に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点等

当金庫においてはみとしんリース（株）を連結自己資本比率告示上の連結対象としております。

なお、グループ内における資金および自己資本の移動に係る制限等はありません。

### 2. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金、資本剰余金および利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通出資	① 発行主体：水戸信用金庫 ② コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：6,808百万円
非累積的永久優先出資	① 発行主体：水戸信用金庫 ② コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：9,500百万円

### 3. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫の自己資本比率は、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収益計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

### 4. 信用リスクに関する項目

#### (1) リスク管理の方針および手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化等により、当金庫が損失を被るリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要リスクであるとの認識に立ち、与信業務の基本的理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」および「信用リスク管理方針」、「信用リスク管理基準」を制定し、広く役員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

信用リスクの評価につきましては、「信用格付制度」に基づく自己査定を随時実施しており、また貸出金について、信用 VaR の計測を行っております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、信用リスク管理委員会を通じて統合リスク管理委員会と協議・検討を行い、必要に応じて、理事会において経営陣に報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「自己査定規程」、「貸倒償却および貸倒引当金等の計上に関する規程」および「償却および引当に関する基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒引当率を基に算定する方法と、個別債務者ごとに引当金を見積る方法を併用し、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

#### (2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ・株式会社日本格付研究所（JCR）
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング（S&P）

### 5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

信用リスク削減手法とは、当金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当いたします。当金庫では融資の取り上げに際し、事業計画、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質等、様々な角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置はあくまでも補完的な位置づけと認識しております。したがって、担保または保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しておりますが、与信審査の結果によっては担保または保証が必要な場合もあり、その場合にはお客さまに対し十分な説明を行うとともにご理解いただいたうえでご契約いただく等、適切な取り扱いに努めております。

当金庫が取り扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等があり、また保証には人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等があります。また、その手続きについては、当金庫が定める「事務取扱要領」および「不動産担保評価要領」等により、適切な事務取扱および適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替等に関して、お客さまが期限の利益を喪失された場合には、当該与信取引の範囲内で、預金相殺を用いる場合があります。その際、信用リスク削減方策の一つとして、当金庫が定める「事務取扱要領」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認のうえ、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、信用リスク削減手法には、適格金融資産担保として自金庫預金積金、保証としてしんきん保証基金、住宅金融支援機構等が該当します。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特定の業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

### 6. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手の

#### リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、お客さまの外国為替等に係るリスクヘッジにお応えすること、また、当金庫の市場リスクの適切な管理を行うことを目的に派生商品取引を取り扱っております。具体的には派生商品取引は、通貨関連取引として為替先物予約取引、有価証券（債券、株式）関連取引として債券先物取引、株価指数先物取引があります。

派生商品取引には、市場価格等の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理をしております。

また、信用リスクへの対応として、お客さまとの取引については、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じております。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は特段行っておりません。その他、有価証券関連取引については、有価証券にかかる投資方針の中で定めている投資枠内での取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保を追加提供する必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しております。なお、派生商品取引の期末時点の取引残高はありません。以上により当該取引にかかる市場リスクおよび信用リスク双方



とも適切なリスク管理に努めております。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

## 7. 証券化エクスポージャーに関する事項

### (1) リスク管理の方針および手続きの概要

当金庫における証券化業務の役割としては投資業務のみであり、オリジネーター業務は行っていません。投資業務については、有価証券投資の一環として捉え、リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価および適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じて統合リスク管理委員会、常務会等に諮り、適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資については証券化商品を含めた有価証券にかかる運用方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫が定める「市場関連リスク管理基準」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。

### (2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・

#### アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

### (3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

### (4) 証券化エクスポージャーの種類ごとの

#### リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング (S&P)

## 8. オペレーショナル・リスクに関する項目

### (1) リスク管理の方針および手続きの概要

当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク等の各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理態勢や管理方法等を定め、確実にリスクを認識し、評価しております。

リスクの計測につきましては、当面基礎的手段を採用することとし、態勢を整備しております。

またこれらのリスクに関しましては、統合リスク管理委員会等、各種委員会におきまして協議・検討するとともに、必要に応じて、理事会等において経営陣に報告する態勢を整備しております。

### (2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する

#### 手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

## 9. 銀行勘定における出資その他これに類する

### エクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認

識については、時価評価および最大予想損失額 (VaR) によるリスク計測によって把握しております。また、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠、損失限度枠の遵守状況をリスク管理担当部署へ報告するとともに、ストレステスト等複合的なリスクの分析を行い、定期的に常務会および統合リスク管理委員会へ報告しております。

一方、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、その他ベンチャーファンドまたは投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「余裕資金運用基準」および「市場関連リスク管理基準」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを行うとともに、その状況については適宜経営陣に報告を行うなど適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

## 10. 金利リスクに関する事項

### (1) リスク管理の方針および手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しております。当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜対応を図る態勢としております。

具体的には、当金庫が保有する有価証券・預け金・買入金銭債権および預貸金（貸出金・定期性預金・流動性預金）に対する金利リスクについて、経営に与える影響の重大性を認識し適切なコントロールを図ることを基本方針として、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク ( $\Delta$  EVE) や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益の影響度 ( $\Delta$  NII) を月次で測定し、市場関連リスク管理委員会で協議しております。さらに統合リスク管理委員会において報告・検討するとともに、必要に応じて経営陣に報告するなど、資産・負債の最適化に向けたリスクコントロールに努めております。

### (2) 金利リスクの算定手法の概要

定量的開示の対象となる  $\Delta$  EVE 及び  $\Delta$  NII は以下の前提に基づいて算定しております。

普通預金・当座預金・貯蓄預金・納税準備預金を流動性預金と定義し、預金の過去データから預金残高の滞留・流出過程をモデル化したものにより、流動性預金において高確率で滞留する金額を計測しております。また、市場金利に対する追随率を計測し、預金の金利改定割合についても考慮しております。

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は 5.814 年、最長の金利改定満期は 10 年となっております。

固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約については、実績データをもとに標準的手法で算出しております。

複数の通貨の集計方法については、全通貨を対象として通貨別に算出した金利リスクの正值のみを合算しております。なお、通貨間の相関は考慮していません。

算定の前提となる割引金利及びキャッシュフローについてスプレッドは考慮していません。

コア預金や固定金利貸出の期限前返済、定期預金の早期解約については、過去の実績データを用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合は、 $\Delta$  EVE 及び  $\Delta$  NII に重大な影響を及ぼす可能性があります。

( 1 ) 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円、%)

項 目	令和 2年度	令和 3年度
<b>コア資本に係る基礎項目(1)</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	35,503	36,542
うち、出資金及び資本剰余金の額	16,204	16,308
うち、利益剰余金の額	19,450	20,387
うち、外部流出予定額(△)	152	153
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,063	1,090
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2,063	1,090
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	37,566	37,633
<b>コア資本に係る調整項目(2)</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	702	868
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	702	868
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	226
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	81
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	702	1,177
<b>自己資本</b>		
自己資本の額((イ)-(ロ))/(ハ)	36,864	36,456
<b>リスク・アセット等(3)</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	394,858	399,056
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	26,470	25,606
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	421,329	424,663
<b>自己資本比率</b>		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	8.74%	8.58%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。  
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。



## 〔2〕自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	394,858	15,794	399,056	15,962
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	353,839	14,153	347,920	13,916
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	707	28	186	7
我が国の政府関係機関向け	9,061	362	8,840	353
地方三公社向け	7	0	23	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	74,472	2,978	64,114	2,564
法人等向け	103,572	4,142	110,429	4,417
中小企業等向け及び個人向け	92,663	3,706	94,714	3,788
抵当権付住宅ローン	6,073	242	5,606	224
不動産取得等事業向け	29,294	1,171	28,163	1,126
3月以上延滞等	2,066	82	1,956	78
取立未済手形	22	0	21	0
信用保証協会等による保証付	3,335	133	3,206	128
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	462	18	447	17
出資等のエクスポージャー	462	18	447	17
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	32,101	1,284	30,208	1,208
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	9,338	373	9,399	375
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	2,779	111	2,519	100
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	140	5	72	2
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC 要件適用分	—	—	—	—
非 STC 要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	41,019	1,640	51,136	2,045
ルック・スルー方式	41,019	1,640	51,136	2,045
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVA リスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	26,470	1,058	25,606	1,024
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	421,329	16,853	424,663	16,986

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%  
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。  
 3. 「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。  
 4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。  
 オペレーショナル・リスク相当額=(粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%)÷直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数  
 5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

〔 3 〕 信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高<地域別・業種別・残存期間別> (単位: 百万円)

エクスポージャー 区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスク エクスポージャー 期末残高		貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ 取引		3月以上延滞 エクスポージャー	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
国内	1,229,196	1,225,219	459,420	459,235	296,534	277,785	-	-	2,309	5,044
国外	29,499	34,400	-	-	29,499	34,400	-	-	-	-
地域別合計	1,258,696	1,259,619	459,420	459,235	326,034	312,185	-	-	2,309	5,044
製造業	21,904	25,240	19,456	19,381	2,296	5,707	-	-	46	492
農業、林業	3,917	4,599	3,917	4,599	-	-	-	-	2	11
漁業	195	182	195	182	-	-	-	-	5	4
鉱業、採石業、 砂利採取業	385	326	385	326	-	-	-	-	-	-
建設業	53,753	55,035	53,308	54,515	-	-	-	-	88	645
電気・ガス・熱 供給・水道業	4,901	5,578	4,901	4,878	-	700	-	-	-	-
情報通信業	1,112	2,003	1,081	972	-	1,000	-	-	1	-
運輸業、郵便業	13,193	15,436	13,143	13,756	-	1,599	-	-	83	73
卸売業、小売業	36,540	38,230	36,125	36,934	400	1,200	-	-	109	94
金融業、保険業	388,276	342,550	13,127	13,033	26,199	33,199	-	-	-	-
不動産業	55,045	55,807	54,443	53,517	500	500	-	-	646	361
物品賃貸業	7,107	9,263	7,015	6,880	-	2,300	-	-	-	2,151
学術研究、専門・ 技術サービス業	4,614	5,154	4,563	5,103	-	-	-	-	100	104
宿泊業	19,734	17,654	19,434	17,354	-	-	-	-	450	640
飲食業	9,002	9,932	9,002	9,932	-	-	-	-	99	78
生活関連サービス業、 娯楽業	14,412	13,241	13,520	12,349	800	800	-	-	235	46
教育、学習支援業	3,676	3,597	3,676	3,597	-	-	-	-	24	-
医療、福祉	30,526	30,619	30,426	30,519	-	-	-	-	154	41
その他のサービス	22,039	22,017	15,860	15,664	5,703	5,603	-	-	116	111
国・地方公共団体等	429,622	467,001	49,500	49,763	290,135	259,574	-	-	-	-
個人	106,340	105,971	106,274	105,923	-	-	-	-	115	168
その他	32,390	30,172	58	46	-	-	-	-	28	18
業種別合計	1,258,696	1,259,619	459,420	459,235	326,034	312,185	-	-	2,309	5,044
1年以下	476,904	437,607	293,799	299,369	42,605	28,000	-	-	-	-
1年超3年以下	261,227	223,994	51,040	50,939	28,986	20,594	-	-	-	-
3年超5年以下	69,657	66,264	36,610	42,780	32,622	22,750	-	-	-	-
5年超7年以下	39,397	31,633	34,195	25,543	5,202	5,452	-	-	-	-
7年超10年以下	50,740	69,077	24,100	21,332	19,074	41,835	-	-	-	-
10年超	229,448	232,274	16,904	14,521	197,543	193,552	-	-	-	-
期間の定め のないもの	131,320	198,766	2,770	4,749	-	-	-	-	-	-
残存期間別合計	1,258,696	1,259,619	459,420	459,235	326,034	312,185	-	-	-	-

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。  
 2. 「3月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。  
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、投資信託、その他の証券、その他資産、有形固定資産、繰延税金資産等が含まれております。  
 4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。  
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。



## □. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和2年度	2,699	2,008	—	2,699	2,008
	令和3年度	2,008	1,055	—	2,008	1,055
個別貸倒引当金	令和2年度	11,284	12,957	358	10,925	12,957
	令和3年度	12,957	13,408	2,310	10,646	13,408
合計	令和2年度	13,983	14,966	358	13,624	14,966
	令和3年度	14,966	14,464	2,310	12,655	14,464

## ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		期中の増減額		期末残高			
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度		
製造業	220	179	△41	381	179	560	1	0
農業、林業	8	6	△2	10	6	16	—	—
漁業	2	2	△0	△0	2	2	—	—
鉱業、採石業、 砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	1,197	1,123	△74	332	1,123	1,456	76	—
電気・ガス・熱供給・ 水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	0	—	△0	2	—	2	—	—
運輸業、郵便業	17	4	△12	21	4	26	7	—
卸売業、小売業	136	57	△79	805	57	862	81	31
金融業、保険業	1	1	△0	0	1	1	—	—
不動産業	1,809	1,848	38	77	1,848	1,926	16	—
物品賃貸業	1,007	1,607	599	5	1,607	1,613	—	—
学術研究、専門・ 技術サービス業	33	89	55	1	89	91	—	—
宿泊業	4,473	5,913	1,439	△1,090	5,913	4,823	—	200
飲食業	155	110	△45	14	110	125	36	6
生活関連サービス業、 娯楽業	1,045	1,264	218	177	1,264	1,442	157	13
教育、学習支援業	21	14	△7	△9	14	5	—	—
医療、福祉	473	205	△267	7	205	212	71	—
その他のサービス	324	282	△41	△250	282	31	3	1
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	223	126	△97	△17	126	109	12	—
合計	11,154	12,838	1,684	470	12,838	13,308	463	253

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。  
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位: 百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和2年度		令和3年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	410,007	—	452,798
10%	4,500	126,950	4,500	118,295
20%	25,329	346,478	33,128	292,952
35%	—	17,425	—	16,108
50%	63,394	9,330	77,842	12,342
75%	—	84,349	—	83,835
100%	—	166,444	900	162,711
150%	—	1,113	—	894
250%	—	3,372	—	3,309
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	93,223	1,165,472	116,370	1,143,248

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。  
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。  
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

〔4〕信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位: 百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	2,445	2,340	60,306	66,692	—	—	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

〔5〕派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません

〔6〕証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当ありません

ロ. 投資家の場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当ありません

〔7〕出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位: 百万円)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	530	530	522	522
非上場株式等	261	261	257	257
合計	792	792	780	780



## ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
売却益	98	73
売却損	406	54
償却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

## ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
評価損益	195	187

## 二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません

## 〔 8 〕 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	63,726	77,526
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

## 〔 9 〕 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	15,391	16,438	963	630
2	下方パラレルシフト	133	0	139	116
3	スティープ化	14,322	13,262		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	15,391	16,438	963	630
		ホ		へ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	36,456		36,864	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

(1) 自己資本の構成に関する開示事項

(単位: 百万円、%)

項 目	令和2年度	令和3年度
<b>コア資本に係る基礎項目(1)</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	35,546	36,611
うち、出資金及び資本剰余金の額	16,204	16,308
うち、利益剰余金の額	19,532	20,493
うち、外部流出予定額(△)	153	153
うち、上記以外に該当するものの額	△ 37	△ 37
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,063	1,090
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2,063	1,090
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	37,609	37,702
<b>コア資本に係る調整項目(2)</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	705	871
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	705	871
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	226
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	81
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	705	1,180
<b>自己資本</b>		
自己資本の額((イ)-(ロ))/(ハ)	36,903	36,522
<b>リスク・アセット等(3)</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	394,641	398,719
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	26,370	25,508
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	421,011	424,227
<b>連結自己資本比率</b>		
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	8.76%	8.60%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。



〔 2 〕 その他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率  
規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません

〔 3 〕 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	394,641	15,785	398,719	15,948
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	353,621	14,144	347,582	13,903
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	707	28	186	7
我が国の政府関係機関向け	9,061	362	8,840	353
地方三公社向け	7	0	23	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	74,472	2,978	64,114	2,564
法人等向け	100,496	4,019	107,451	4,298
中小企業等向け及び個人向け	92,663	3,706	94,714	3,788
抵当権付住宅ローン	6,073	242	5,606	224
不動産取得等事業向け	29,294	1,171	28,163	1,126
3月以上延滞等	2,066	82	1,956	78
取立未済手形	22	0	21	0
信用保証協会等による保証付	3,335	133	3,206	128
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	413	16	398	15
出資等のエクスポージャー	413	16	398	15
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	35,007	1,400	32,898	1,315
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	9,332	373	9,389	375
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	2,783	111	2,522	100
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	140	5	72	2
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC 要件適用分	—	—	—	—
非 STC 要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	41,019	1,640	51,136	2,045
ルック・スルー方式	41,019	1,640	51,136	2,045
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVA リスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	26,370	1,054	25,508	1,020
ハ. 連結総所要自己資本額(イ+ロ)	421,011	16,840	424,227	16,969

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%  
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。  
 3. 「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。  
 4. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。  
 オペレーショナル・リスク相当額=(粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%)÷直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数  
 5. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

〔 4 〕 信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高<地域別・業種別・残存期間別> (単位: 百万円)

エクスポージャー 区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスク エクスポージャー 期末残高								3月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ 取引				令和2年度	令和3年度
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
国内	1,229,922	1,225,826	457,283	457,194	296,534	277,785	—	—	2,309	5,044
国外	29,499	34,400	—	—	29,499	34,400	—	—	—	—
地域別合計	1,259,421	1,260,226	457,283	457,194	326,034	312,185	—	—	2,309	5,044
製造業	21,904	25,240	19,456	19,381	2,296	5,707	—	—	46	492
農業、林業	3,917	4,599	3,917	4,599	—	—	—	—	2	11
漁業	195	182	195	182	—	—	—	—	5	4
鉱業、採石業、 砂利採取業	385	326	385	326	—	—	—	—	—	—
建設業	53,753	55,035	53,308	54,515	—	—	—	—	88	645
電気・ガス・熱 供給・水道業	4,901	5,578	4,901	4,878	—	700	—	—	—	—
情報通信業	1,112	2,003	1,081	972	—	1,000	—	—	1	—
運輸業、郵便業	13,193	15,436	13,143	13,756	—	1,599	—	—	83	73
卸売業、小売業	36,540	38,230	36,125	36,934	400	1,200	—	—	109	94
金融業、保険業	388,276	342,550	13,127	13,033	26,199	33,199	—	—	—	—
不動産業	56,145	56,883	55,542	54,593	500	500	—	—	646	361
物品賃貸業	3,872	6,146	3,780	3,763	—	2,300	—	—	—	2,151
学術研究、専門・ 技術サービス業	4,614	5,154	4,563	5,103	—	—	—	—	100	104
宿泊業	19,734	17,654	19,434	17,354	—	—	—	—	450	640
飲食業	9,002	9,932	9,002	9,932	—	—	—	—	99	78
生活関連サービス業、 娯楽業	14,412	13,241	13,520	12,349	800	800	—	—	235	46
教育、学習支援業	3,676	3,597	3,676	3,597	—	—	—	—	24	—
医療、福祉	30,526	30,619	30,426	30,519	—	—	—	—	154	41
その他のサービス	22,039	22,017	15,860	15,664	5,703	5,603	—	—	116	111
国・地方公共団体等	429,622	467,001	49,500	49,763	290,135	259,574	—	—	—	—
個人	106,340	105,971	106,274	105,923	—	—	—	—	115	168
その他	35,251	32,820	58	46	—	—	—	—	28	18
業種別合計	1,259,421	1,260,226	457,283	457,194	326,034	312,185	—	—	2,309	5,044
1年以下	475,833	437,683	292,728	299,445	42,605	28,000	—	—	—	—
1年超3年以下	262,081	223,730	51,894	50,675	28,986	20,594	—	—	—	—
3年超5年以下	68,991	65,590	35,944	42,106	32,622	22,750	—	—	—	—
5年超7年以下	38,906	31,126	33,704	25,036	5,202	5,452	—	—	—	—
7年超10年以下	50,677	69,054	24,036	21,309	19,074	41,835	—	—	—	—
10年超	228,748	231,625	16,205	13,872	197,543	193,552	—	—	—	—
期間の定めのないもの	134,181	201,415	2,770	4,749	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	1,259,421	1,260,226	457,283	457,194	326,034	312,185	—	—	—	—

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。  
 2. 「3月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。  
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、投資信託、その他の証券、その他資産、有形固定資産、繰延税金資産等が含まれております。  
 4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。  
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。



## □. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和2年度	2,699	2,008	—	2,699	2,008
	令和3年度	2,008	1,055	—	2,008	1,055
個別貸倒引当金	令和2年度	12,115	13,896	358	11,756	13,896
	令和3年度	13,896	14,345	2,310	11,586	14,345
合計	令和2年度	14,815	15,905	358	14,456	15,905
	令和3年度	15,905	15,401	2,310	13,594	15,401

## ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		期中の増減額		期末残高		令和2年度	令和3年度
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度		
製造業	228	186	△ 42	380	186	566	1	0
農業、林業	8	6	△ 2	10	6	16	—	—
漁業	2	2	△ 0	△ 0	2	2	—	—
鉱業、採石業、 砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	1,199	1,125	△ 73	333	1,125	1,459	76	—
電気・ガス・熱供給・ 水道業	0	0	0	△ 0	0	—	—	—
情報通信業	0	0	△ 0	2	0	2	—	—
運輸業、郵便業	17	5	△ 12	21	5	27	7	—
卸売業、小売業	139	60	△ 78	805	60	865	81	31
金融業、保険業	2	1	△ 0	△ 0	1	1	—	—
不動産業	2,417	2,601	184	81	2,601	2,682	16	—
物品賃貸業	1,008	1,608	600	5	1,608	1,614	—	—
学術研究、専門・ 技術サービス業	33	89	56	1	89	91	—	—
宿泊業	4,474	5,914	1,439	△ 1,090	5,914	4,823	—	200
飲食業	160	114	△ 45	15	114	129	36	6
生活関連サービス業、 娯楽業	1,216	1,424	207	172	1,424	1,596	157	13
教育、学習支援業	21	14	△ 7	△ 9	14	5	—	—
医療、福祉	501	207	△ 293	6	207	214	71	—
その他のサービス	325	283	△ 41	△ 250	283	32	3	1
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	227	130	△ 97	△ 17	130	112	12	—
合計	11,985	13,777	1,792	467	13,777	14,245	463	253

(注) 1. 当金庫グループは、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。  
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位: 百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和2年度		令和3年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	410,007	—	452,798
10%	4,500	126,950	4,500	118,295
20%	25,329	346,478	33,128	292,952
35%	—	17,425	—	16,108
50%	63,394	9,330	77,842	12,342
75%	—	84,349	—	83,835
100%	—	167,167	900	163,317
150%	—	1,113	—	894
250%	—	3,373	—	3,310
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	93,223	1,166,198	116,370	1,143,855

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。  
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。  
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

〔5〕信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位: 百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	2,445	2,340	60,306	66,692	—	—	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

〔6〕派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません

〔7〕証券化エクスポージャーに関する事項

イ. 連結グループがオリジネーターの場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)  
 該当ありません

ロ. 連結グループが投資家の場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)  
 該当ありません

〔8〕出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 連結貸借対照表計上額及び時価等

(単位: 百万円)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	連結貸借対照表計上額	時 価	連結貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	530	530	522	522
非上場株式等	212	212	208	208
合計	743	743	731	731



## ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
売却益	98	73
売却損	406	54
償却	—	—

## ハ. 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
評価損益	195	187

## ニ. 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません

## 〔9〕リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	63,726	77,526
マナート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

## 〔10〕金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1: 金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	14,914	16,283	957	630
2	下方パラレルシフト	133	0	131	116
3	スティープ化	14,029	13,147		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	14,914	16,283	957	630
		ホ		へ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	36,522		36,903	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

# 《信用金庫法に基づく記載事項一覧》

このディスクロージャー誌は、信用金庫法第89条(銀行法第21条準用)等に基づき作成しております。その記載事項は下記のページに掲載しております。

## 単体ベースのディスクロージャー項目(信用金庫法施行規則第132条等における規定)

	本編	資料編		本編	資料編
1 金庫の概況及び組織に関する事項			①破産更生債権及びこれらに準ずる債権		12P
(1) 事業の組織	27P		②危険債権		12P
(2) 理事及び監事の氏名及び役職名	27P		③三月以上延滞債権(貸出金のみ)		12P
(3) 会計監査人の氏名または名称		3P	④貸出条件緩和債権(貸出金のみ)		12P
(4) 事務所の名称及び所在地	30~32P		⑤正常債権		12P
2 金庫の主要な事業の内容		1P	(3) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項		18~31P
3 金庫の主要な事業に関する事項			(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益		
(1) 直近の事業年度における事業概況	15~16P		①有価証券		14P
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標			②金銭の信託		15P
①経常収益		6P	③規則第102条第1項第5号に掲げる取引		15P
②経常利益又は経常損失		6P	(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額		11P
③当期純利益又は当期純損失		6P	(6) 貸出金償却の額		11P
④出資総額及び出資総口数		6P	(7) 会計監査法人の監査を受けている旨		3P
⑤純資産額		6P	6 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に		
⑥総資産額		6P	重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの		8P
⑦預金積金残高		6P			
⑧貸出金残高		6P			
⑨有価証券残高		6P			
⑩単体自己資本比率		6P			
⑪出資に対する配当金		6P			
⑫職員数		6P			
(3) 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標					
①主要な業務の状況を示す指標					
ア. 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、					
コア業務純益及びコア業務純益(除く投資信託解約損益)		6P			
イ. 資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支		6P			
ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、					
利息、利回及び資金利ざや		7P			
エ. 受取利息及び支払利息の増減		8P			
オ. 総資産経常利益率		7P			
カ. 総資産当期純利益率		7P			
②預金に関する指標					
ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高		9P			
イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及び					
その他の区分ごとの定期預金の残高		9P			
③貸出金等に関する指標					
ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高		10P			
イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高		10P			
ウ. 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額		11・15P			
エ. 使途別の貸出金残高		11P			
オ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合		10P			
カ. 預貸率の期末値及び期中平均値		7P			
④有価証券に関する指標					
ア. 商品有価証券の種類別の平均残高		13P			
イ. 有価証券の種類別の残存期間別の残高		13P			
ウ. 有価証券の種類別の平均残高		13P			
エ. 預証率の期末値及び期中平均値		7P			
4 金庫の事業の運営に関する事項					
(1) リスク管理の体制		17P			
(2) 法令遵守の体制		19P			
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況		7~12P			
(4) 金融ADR制度への対応		20P			
5 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項					
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書		2~5P			
(2) 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び					
①~④までに掲げるものの合計額					

## 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律で定められた開示項目(金融再生法7条)

	本編	資料編
1 資産査定公表		12P



**MITO**  
SHINKIN BANK  
REPORT 2022



このまちの夢がきこえる

水戸信用金庫

〒310-0803 茨城県水戸市城南2-2-21  
TEL 029-222-3311 (大代表)

